

# 「朝型勤務」推進ガイド

## —ルール・制度設計と運用の基本—

社労士事務所 HRM オフィス 代表 杉山 秀文

### ■ 働き方を変える好機とするために

先進企業や官庁での取り組みが始まり、サマータイムの季節でもあり、「朝型勤務」への注目が高まっている。際限のない夜の残業を禁止・抑制し、限られた朝の時間に仕事を集中してはどうか、という提案・試みには一理ある。しかし、「全員、朝来ないといけないのか」「朝早く来て、結局、夜も残業なんてことにならないか」といった従業員側の不安の声はもっともであり、また、「就業時間の変更が必要なのか」「残業代の算定

はどうするのか」「就業規則や労使協定の変更が必要なのか」と人事・労務担当者には実務上の疑問点も浮上する。「じゃ、今月からウチも朝型勤務にするから」という鶴の一声が発せられる前に、ルールを確認し、準備しておくべき課題は多々あるようだ。うまく朝型に誘導して、効果をしっかり出していくためのポイントを専門家の知見で解説していただいた。

(編集部)

### CONTENTS

#### I. 「朝型勤務制度」の目的

- 目的1 時短、生産性・創造性向上
- 目的2 ワーク・ライフ・バランス
- 目的3 コスト削減

#### II. 「朝型勤務」を実現するワークスタイル諸制度

- 1. どんな制度があるか
  - (1) フレックスタイム制
  - (2) 裁量労働制
  - (3) 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ
  - (4) 勤務時間選択制
- 2. 「朝型勤務」と親和性の高い制度は？

#### III. 労働時間等設定見直しガイドライン

- 1. ガイドラインの内容

- (1) 労働時間等設定改善法
- (2) 労働時間等見直しガイドライン

#### 2. ガイドラインの見直しと、政府の朝型勤務推進方針

#### IV. 朝型勤務制度の設計と運用のポイント

- 1. 誘導型と強制型
- 2. 恒常型、季節型
- 3. 誘導型のパターン
  - (1) 朝型誘導
  - (2) 朝型誘導+夜型禁止・抑制
  - (3) 勤務時間選択制
- 4. 誘導型制度の設計
  - (1) 適用対象の設計
  - (2) 勤務時間の設計
  - (3) 朝型勤務のインセンティブ
- 5. 勤務時間選択制の設計

- (1) 時間の設定
- (2) 勤務パターンの選択方法
- (3) インセンティブ

#### 6. 朝型勤務の導入、運用

- (1) 導入にあたって
- (2) 人材マネジメントに工夫が必要
- (3) その他運用上の留意点

#### V. 朝型勤務にかかわる法律ポイント

- 1. 労働時間、残業時間のカウント
- 2. 休憩時間
- 3. 36協定
- 4. 就業規則
  - (1) 誘導型のパターン
  - (2) 朝型勤務のインセンティブ

### ■ 杉山 秀文

神奈川県逗子生まれ。早稲田大学商学部卒業後、大手電機メーカー人事部、大手ビジネス系出版社人事部等に通算23年間勤務。人事実務全般の経験を積むとともに、人事・賃金管理、産業心理学、労働法を学ぶ。2006年7月、社労士事務所HRMオフィスを開業。就業規則、人事・賃金制度、会社のメンタルヘルス対応、労働時間管理、非正社員活用、労務トラブルなどでコンサルティング・アドバイザー業務を手掛ける。著書に『小さな会社でもすぐ使える！労務トラブルを未然に防ぐ就業規則作成&見直しマニュアル』（すばる舎リンクージ）、『名ばかり管理職リスクを見直す』（日本法令）、『就業規則はこう使え』（労働調査会）、『労働条件審査実践マニュアル』（日本法令）などがある。

### ● 社労士事務所HRMオフィス：

〒160-0008 東京都新宿区三栄町8-37-311 TEL：03-6893-7714 URL：http://www.hrm-solution.jp/

